

平成28年度 建設工事に係る入札・契約制度の改正について

適正価格での契約の一層の推進を図り、公共工事の品質と建設事業者の健全な経営環境を確保するため、建設工事に係る入札・契約制度を次のとおり改正します。

1. 価格の公表時期の見直し

□ 予定価格の公表時期

平成 27 年度末現在、予定価格 1 億円以上の入札案件について予定価格を事後公表としており、予定価格 1 億円未満の一般競争入札案件について一部事後公表（事前公表と事後公表を併用）としておりますが、平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う案件から、予定価格 1 千万円以上のすべての入札案件について予定価格を事後公表とします。

□ 入札方式と価格公表時期（まとめ）

見直し前

《平成 28 年 3 月末まで》

入札方式	予定価格	最低制限価格	低入札価格調査制度	
			調査基準価格	失格基準価格
指名競争入札（予定価格 1 千万円未満の工事）	事前公表	事後公表	—	—
一般競争入札	予定価格 1 千万円以上 1 億円未満の工事	一部事後公表	事後公表	—
	予定価格 1 億円以上 5 億円未満の工事	事後公表	事後公表	—
	予定価格 5 億円以上の工事	事後公表	—	事後公表

※単価契約案件を除く



見直し後

《平成 28 年 4 月 1 日から》

入札方式	予定価格	最低制限価格	低入札価格調査制度	
			調査基準価格	失格基準価格
指名競争入札（予定価格 1 千万円未満の工事）	事前公表	事後公表	—	—
一般競争入札	予定価格 1 千万円以上 5 億円未満の工事	事後公表	事後公表	—
	予定価格 5 億円以上の工事	事後公表	—	事後公表

※単価契約案件を含む

2. 建設工事事後審査型制限付き一般競争入札の実施

□事後審査型制限付き一般競争入札

平成 27 年度末現在、建設工事の全ての一般競争入札案件について事前審査型制限付き一般競争入札（入札前に局が入札参加資格を審査し、参加資格のある者のみ入札する方式）を実施しておりますが、平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う案件から、一部の案件を除き、事後審査型制限付き一般競争入札（入札後に落札候補者となった者のみ入札参加資格の審査を行う方式）を実施します。

【建設工事の一般競争入札】

全ての案件について事前審査型制限付き一般競争入札を実施



改正内容（事後審査型制限付き一般競争入札の実施）

事後審査型制限付き一般競争入札を実施 ※一部の案件を除く。

3. 現場代理人の常駐義務緩和措置の拡大

□現場代理人の兼任を認める対象工事

現場代理人は、工事現場の運営・取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来たさないよう工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられていますが、一定の要件を満たすと局が認めた場合に限り、例外的に現場代理人の常駐義務を緩和することができることとなっております。平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告、指名又は見積書の徴取を行う契約（単価契約を除く）から、現場代理人の兼任を認める対象工事を拡大します。

【現場代理人の兼任を認める対象工事】

請負代金額が1件あたり 1,000万円未満の工事（単価契約を除く）を2件まで



改正内容（対象工事の拡大）

請負代金額が1件あたり 2,500万円未満の工事（単価契約を除く）を2件まで